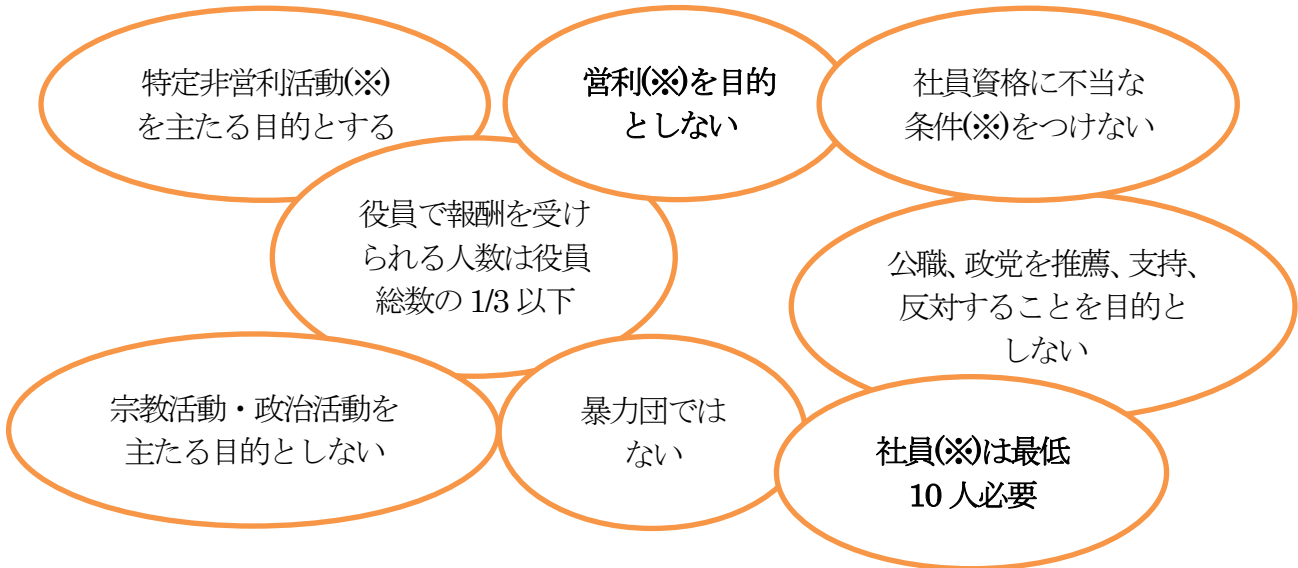


3. 特定非営利活動法人の概要

NPO 法人の 8 つの設立要件

特定非営利活動法人になれる団体は、次の 8 つの基準に適合し、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ことが必要です。



1 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

※特定非営利活動とは・・・法律の別表（次ページ別表参照）に記載された 20 種に該当する活動であって、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」を目的とするものであることを言います。

つまり、別表にあてはまる活動の種類で、かつ、その活動が内向きではなく、外向きであることが必要です。互助会のようなその会員のための事業では NPO 法人になることはできません。

2 営利を目的としないものであること

※「営利を目的としない」とは、生じた利益を社員で分配しないことです。

この意味がよく間違われて理解されています。これは、利益を得てはいけないうことではありません。事業費や管理費をまかなう収入が確保できなければ、事業を行うことはできません（もちろん、事業費のかからない活動もありますが）。黒字であることもおかしくはありません。しかし、その利益を株式会社での株主への配当や役員報酬等への分配のようなことができないということです。生み出された利益は、翌事業年度の事業のための費用に必ずまわさなければなりません。

3 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

不当な条件とは・・・NPO 法人は市民が行う特定非営利活動を主たる目的とする団体であるため、その構成員についても閉鎖的でなく、一般の人が誰でも入会・退会できるようにすることが基本です。つまり原則として、だれでも社員になれ、いつでも退会できるようでなくてはなりません。条件を付する場合も

- ・その条件の付加そのものが社会通念上許容されるものであるかどうか
- ・活動目的と事業運営の関係で、その条件の付加に合理性が認められるかどうか

といった観点から判断されることとなります。

4 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること

1/3 以下ですから、例えば役員総数が 4 名の場合は 1 人しか受け取れません。

また、役員には、欠格事由＝役員になれない人もあります。

なお、役員は理事 3 名以上と監事 1 名以上が必要ですが、監事は理事や法人の職員を兼ねること

ができませんのでご注意ください。

5 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと

なお、認定及び特例認定NPO 法人では、これらの活動は排除すべき事柄になります。

例えば「自然環境保護」を掲げるNPO 法人が、その実現に向けて施策や法案提言をしたり、さまざまなロビー活動を行うことは、法人の特定非営利活動の一環ですから、上記には該当しません。

6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと

7 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと

この事項は重要で、NPO 法人を騙って暴力団や暴力団の構成員が暗躍しないように、設立総会でも、暴力団ではない旨の「確認」をしなければなりませんし、役員になる人は、「就任誓約及び誓約書」で暴力団ではない旨の誓約をすることになります。

8 10人以上の社員を有するものであること

※社員とは・・・法律用語で、社団（組織）の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。一般的に使われる会社に勤務する人(会社員)や従業員という意味ではありません。

(別表) 特定非営利活動の「活動の種類」一覧

① 次に該当する活動であること（法律の別表）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

4. 特定非営利活動法人設立の手続

NPO 法人を設立するためには、設立のための議案（※注1）を作成の上で、設立総会を開催し、その議事録を作成します。

（※注1）この議案のほとんどが、設立認証申請書に添付する必要書類になります。このため、まず、申請のための書類を作成し、設立総会を開催することをお勧めします。

設立総会を終えたら、**法律に定められた書類**（※注2）を添付した設立認証申請書を、**所轄庁等**に提出し、設立の認証を受けることが必要です。

申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、受理した日から1カ月間、公衆の縦覧に供することとなります。

所轄庁は、申請書の**受理後3カ月以内**に認証又は不認証の決定を行い、認証する場合は「**認証書**」をお渡しします。

設立の認証書を受け取った後、**設立登記をすることにより法人として成立すること**になります。

なお、NPO 法人に関する登記では、**登記事項証明書交付費用**以外は原則として登記に係る費用＝登録免許税は無料です。

（※注2）

下線の書類が縦覧書類です。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥ 確認書（「3. 特定非営利活動法人の概要」の4、5、6、）
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

設立登記が完了したら、「**登記事項証明書**」（有料）の交付を受け、

①申請書提出先に「**設立登記完了届出書**」を提出します。

②税関係機関に、「**設立届**」を提出します。

設立についての詳しい説明は「**設立申請フロー図**」をご参照ください。